

他人の犯罪の解明に協力する見返りとして、自分の刑事責任の軽減を受けられる日本版司法取引制度が6月に導入された。7月には外国公務員への贈賄事件で初適用され、話題になった。今後は企業の法務戦略で重みを増し、制度に機動的に対応するには不正をいち早く把握する体制整備が欠かせない。

日本版司法取引制度導入5カ月

不正情報の把握 体制整備カギ

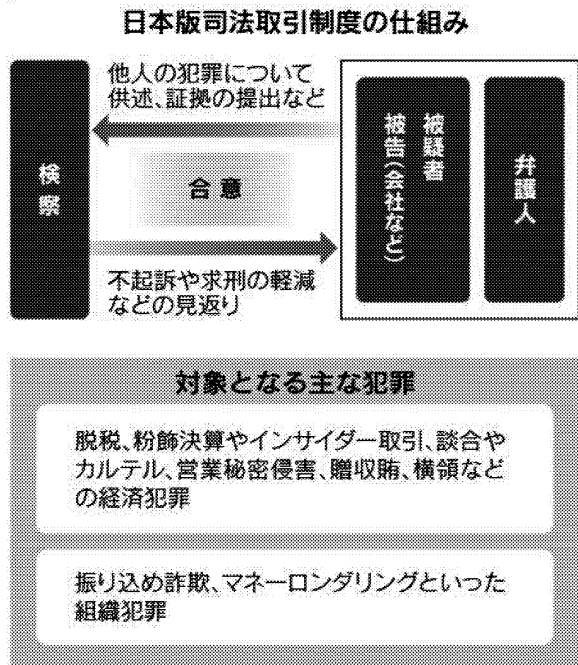


「日本版司法取引制度」に関するセミナーには企業の法務担当者らが詰めかけた（東京都港区）

司法取引に備え社内で検討すべき点

- ・ 人員を増やすなど内部監査の強化
- ・ 従業員らに不正行為に対する報告を徹底化
- ・ 企業グループ全体で必要な情報がきちんと共有される仕組みの構築
- ・ 海外子会社や取引先などを含めた内部通報制度の構築
- ・ 調査協力へのインセンティブとして処分を軽減する社内リーニエンシー制度の導入

(注) 山内洋嗣弁護士の指摘をもとに作成



社内の協力重要
法人に処罰規定がある

通報窓口や監査拡充

犯罪では企業も司法取引の主体となる。実態究明や再発防止につなげるためにも社内体制の整備は急務だ。

まず他社など社外の被疑者に自社を司法取引の材料に使われないようにしなければならぬ。他社の動きに遅れないためにも、山内洋嗣弁護士は「社内不正などの情報をいち早く把握できる体制を強化する必要がある」と指摘する。

情報が出た後、証拠を隠蔽されたりしてしまえば事実確認が難しくなる。第一歩として内

報告者らの処遇課題

た役員や従業員に法務部などへの報告を義務付けた。違反者は処分する。法令違反を未然に防げ、違反者は処分する。法令違反を未然に防げ、違反者は処分する。法令違反を未然に防げ、違反者は処分する。

法令順守を強化
社内のコンプライアンス(法令順守)体制の強化も重要だ。司法取引で

免責を受けるうえで「法は別の弁護士を付ける」と令順守を徹底していた会社とが望まれる。その場合社内の捜査当局に説明する必要があり「(国広) 捜査当局に説明する必要があり」(国広) 捜査当局に説明する必要があり

井上明弁護士は「会社は費用負担のルールを作ったうえで、候補となる役員や従業員との間で利益相反が生じるリスクがあることだ。7月にタイの公務員への贈賄事件で三菱日立パワーシステムズ(横浜市)が東京地検と合意した事例は、元役員ら不正競争防止法違反罪で在宅起訴され、同社は訴追を免れた。

実際、社内調査に協力した従業員らの処分を軽くしたとしても、従業員が訴追を免れるとは限らない。大橋君平弁護士は「従業員だけが犠牲になると感じれば、会社への情報提供に慎重になる」とみる。

このため従業員を守る枠組みづくりも大きな意味を持つ。司法取引を使う可能性がある場合、不正の疑いのある従業員を社内調査する段階から調査対象者には会社側と

米国では司法取引が定着している。専門家によると、刑事事件で起訴されたうちの8割程度が司法取引で決着している。日本企業でも、欠陥エアバッグの大規模リコール(回収・無償修理)問題を起こしたカタカタが2017年に米司法省と司法取引し、和解金を支払うことで合意したケースなどがある。

米では対応手順整備

の多くは不祥事が発生した時離して幹部クラスの個人を訴追の対象とする「カーブアウト」を法務部門などが蓄積し、対応の事例も多い。カーブアウト処している」と指摘。そのうえで幹部を差し出せば、会社側えで「事前に想定した手順が、当局側の交渉戦術に用いられるようだ。」

米国では罪を認める代わりに自分の罪を軽減してもらうに際し、井上氏は「制度司法取引が主流だ。日本ではや運用上の違いを踏まえて検この取引は認められてない。討しなければならぬ」と指さらには会社と切り摘している。

井上明弁護士は「会社は費用負担のルールを作ったうえで、候補となる役員や従業員との間で利益相反が生じるリスクがあることだ。7月にタイの公務員への贈賄事件で三菱日立パワーシステムズ(横浜市)が東京地検と合意した事例は、元役員ら不正競争防止法違反罪で在宅起訴され、同社は訴追を免れた。

実際、社内調査に協力した従業員らの処分を軽くしたとしても、従業員が訴追を免れるとは限らない。大橋君平弁護士は「従業員だけが犠牲になると感じれば、会社への情報提供に慎重になる」とみる。

このため従業員を守る枠組みづくりも大きな意味を持つ。司法取引を使う可能性がある場合、不正の疑いのある従業員を社内調査する段階から調査対象者には会社側と